

5月7日以降の大阪府緊急事態措置の概要（案）

資料—2

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月7日から「緊急事態宣言の期間終了」まで

※5月15日に、医療提供体制の状況等を踏まえ、緊急事態措置の一部緩和を検討。

- ③ 実施内容（**現在の実施内容を継続**）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

●施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

※緊急事態措置の内容は、政府の緊急事態宣言の内容を踏まえ変更

外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、**生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。**
- 特に、**密閉空間、密集場所、密接場面**という3つの条件が重なる場、いわゆる「**3つの密**」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合（例）】

※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、屋外での運動・散歩
- 仕事・・・・・・・・職場への出勤
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・・・・・・銀行、役所など

イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

○ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項）

○ 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※スーパーマーケット等については、別途、感染拡大防止に向けた協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校 (大学等を除く。)	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	特措法によらず、 施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する 施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に 基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	

スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

【要請内容】

1 事業者に対する要請

- 妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定
- レジの行列で並ぶ位置の指定
- 曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ
- 利用客同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施

2 府民に対する要請

- 家族連れを避け、必要最小限度の人数で買い物に行くこと
- 入店の際は、マスクの着用など咳エチケットに留意すること

(参考)

「適切な感染防止対策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
	・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）